

令和2年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 由宇総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	由宇原集会所			
施設の所在地	岩国市由宇町神東1631番地8			
施設の設置条例	岩国市集会所条例			
施設の設置目的	地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与すること			
指定管理者	名称	原自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	あり
指定管理者が行う 主な業務	①集会所の利用許可に関する業務 ②集会所の施設、設備等の維持管理に関する業務 ③施設等の利用に係る料金に関する業務 ④ほか集会所の設置目的を達成するために必要な業務			
指定の期間	令和4年4月1日 ～ 令和6年3月31日			

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
利用件数:34件・利用人数:291人

令和2年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 由宇総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	笠塚集会所			
施設の所在地	岩国市由宇町神東1631番地8			
施設の設置条例	岩国市集会所条例			
施設の設置目的	地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与すること			
指定管理者	名称	笠塚自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	あり
指定管理者が行う 主な業務	①集会所の利用許可に関する業務 ②集会所の施設、設備等の維持管理に関する業務 ③施設等の利用に係る料金に関する業務 ④ほか集会所の設置目的を達成するために必要な業務			
指定の期間	令和4年4月1日 ～ 令和6年3月31日			

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
利用件数:2件・利用人数:31人

令和2年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課: 由宇総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	由宇山崎集会所			
施設の所在地	岩国市由宇町西一丁目1番20号			
施設の設置条例	岩国市集会所条例			
施設の設置目的	地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与すること			
指定管理者	名称	由宇山崎自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	あり
指定管理者が行う 主な業務	①集会所の利用許可に関する業務 ②集会所の施設、設備等の維持管理に関する業務 ③施設等の利用に係る料金に関する業務 ④ほか集会所の設置目的を達成するために必要な業務			
指定の期間	令和4年4月1日 ~ 令和6年3月31日			

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
利用件数:8件・利用人数:129人

令和2年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 美和総合支所本郷支所

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		法人東多目的集会所		
施設の所在地		岩国市本郷町本郷3094		
施設の設置条例		岩国市集会所条例		
施設の設置目的		地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与することを目的として、岩国市集会所(以下「集会所」という。)を設置する。		
指定管理者	名称	法人東自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	あり
指定管理者が行う 主な業務		集会所の施設、設備などの維持管理に関する業務。		
指定の期間		平成31年4月1日 ~ 令和4年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
利用者数6人 利用件数1件

令和2年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課:

錦総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	尾川団地集会所			
施設の所在地	岩国市錦町広瀬5716番地1			
施設の設置条例	岩国市集会所条例			
施設の設置目的	地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与することを目的として、集会所を設置する。			
指定管理者	名称	錦町自治会連合会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務	集会所の施設及び付属設備器具の利用許可に関する業務 施設等の維持管理に関する業務 施設等の清掃に関する業務 集会所の設置目的を達成するために必要な業務			
指定の期間	平成4年4月1日 ~ 令和7年3月31日			

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
地域の団体、自治会等の集会室利用 基本協定書、仕様書に基づき適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
利用者数 25人、利用件数 4件

令和2年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課:

錦総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	古江集会所			
施設の所在地	岩国市錦町須川3862番地			
施設の設置条例	岩国市集会所条例			
施設の設置目的	地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与することを目的として、集会所を設置する。			
指定管理者	名称	錦町自治会連合会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務	集会所の施設及び付属設備器具の利用許可に関する業務 施設等の維持管理に関する業務 施設等の清掃に関する業務 集会所の設置目的を達成するために必要な業務			
指定の期間	平成4年4月1日 ~ 令和7年3月31日			

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき適切に業務を実施している。 敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
なし

令和2年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課:

錦総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	落合集会所			
施設の所在地	岩国市錦町宇佐郷2115番地1			
施設の設置条例	岩国市集会所条例			
施設の設置目的	地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与することを目的として、集会所を設置する。			
指定管理者	名称	錦町自治会連合会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務	集会所の施設及び付属設備器具の利用許可に関する業務 施設等の維持管理に関する業務 施設等の清掃に関する業務 集会所の設置目的を達成するために必要な業務			
指定の期間	平成4年4月1日 ~ 令和7年3月31日			

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
地域の団体、自治会等の集会所利用 基本協定書、仕様書に基づき適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
利用者数 3人、利用件数 3件

令和2年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課:

錦総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	河本集会所			
施設の所在地	岩国市錦町府谷77番地			
施設の設置条例	岩国市集会所条例			
施設の設置目的	地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与することを目的として、集会所を設置する。			
指定管理者	名称	錦町自治会連合会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務	集会所の施設及び付属設備器具の利用許可に関する業務 施設等の維持管理に関する業務 施設等の清掃に関する業務 集会所の設置目的を達成するために必要な業務			
指定の期間	平成4年4月1日 ~ 令和7年3月31日			

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
地域の団体、自治会等の集会室利用 基本協定書、仕様書に基づき適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
利用者数 80人、利用件数 3件

令和2年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課:

錦総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	錦地域交流館			
施設の所在地	岩国市錦町中ノ瀬266番地1			
施設の設置条例	岩国市集会所条例			
施設の設置目的	地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与することを目的として、集会所を設置する。			
指定管理者	名称	錦町自治会連合会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務	集会所の施設及び付属設備器具の利用許可に関する業務 施設等の維持管理に関する業務 施設等の清掃に関する業務 集会所の設置目的を達成するために必要な業務			
指定の期間	平成4年4月1日 ~ 令和7年3月31日			

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき適切に業務を実施している。 敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
なし

令和2年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課:

錦総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	小々丸集会所			
施設の所在地	岩国市錦町深川1056番地			
施設の設置条例	岩国市集会所条例			
施設の設置目的	地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与することを目的として、集会所を設置する。			
指定管理者	名称	錦町自治会連合会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務	集会所の施設及び付属設備器具の利用許可に関する業務 施設等の維持管理に関する業務 施設等の清掃に関する業務 集会所の設置目的を達成するために必要な業務			
指定の期間	平成4年4月1日 ~ 令和7年3月31日			

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき適切に業務を実施している。 敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
なし